

男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。

男女共同参画社会づくりにおける基本理念



（「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」に掲げる7つの基本理念を、この計画の基本理念としています。）

計画の目的

尼崎市では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成17年12月に「尼崎市男女共同参画社会づくり条例(平成17年尼崎市条例第59条)」を制定しました。

この条例の理念を具体化し、男女共同参画促進施策等を総合的かつ計画的に実施していくため、平成19年4月に「第1次尼崎市男女共同参画計画」を、平成24年4月に「第2次尼崎市男女共同参画計画」を策定し、様々な施策を進めてきました。そして取組をさらに実効性のあるものとしていくため、第2次計画を引き継ぎ、このたび「第3次尼崎市男女共同参画計画」を策定しました。

計画の位置づけ

「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」第9条及び「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく計画です。

また、「女性活躍推進法」の趣旨を踏まえ、女性の活躍に向けた必要な事項を盛り込み、同法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を兼ねるとともに、尼崎市総合計画の部門別計画としても位置づけています。

計画期間

計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。